

返戻金制度について

当社の紹介により採用された求職者が、入社後に自己都合退職または自己の責めに帰すべき事由により退職した場合、当社は受領した紹介手数料の一部を、以下に定める割合に応じて求人者へ返還いたします。

返還割合

- 入社後 1 か月未満で雇用契約が終了した場合：紹介手数料の 80%
- 入社後 3 か月未満で雇用契約が終了した場合：紹介手数料の 50%

返戻金制度の適用対象外となる場合

以下の場合、返戻金制度の適用対象外とします。

1. 求人者の責に帰すべき事由により、求職者が退職または解雇された場合
(例：労働関係法令違反、賃金未払い、ハラスメント、労働条件の相違等)
2. 求職者の死亡、傷病、事故、天災その他本人の責によらない事由により、就業継続が困難となり退職した場合

その他

返戻金制度については、求人者との有料職業紹介契約書において別途定める場合があります。

株式会社かんかんみらいサポート
許可番号 23-ユ-303314